

平成 24 年度工事定期監査(第 2 期)の結果に基づき講じた措置等

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(1) 設計</b></p>		
<p><b>ア 視覚障がい者誘導用ブロックの設置</b></p> <p>本市では、すべての人にとって使いやすい道路となるよう「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」を策定し、様々な道路整備に適用している。</p> <p>マニュアルでは、視覚障がい者の安全性・利便性の向上を図るために、視覚障がい者誘導用ブロックの色彩や設置方法などを規定している。</p> <p>しかし、以下の工事では視覚障がい者誘導用ブロックがマニュアルどおりに設置されていなかった。</p> <p>すべての人にとって使いやすい道路とするため、マニュアルに基づき適切に設計・整備すべきである。</p> <p>(建設局北建設事務所)</p> <p>[No.13 鈴蘭台地区他歩道段差解消工事]</p>	<p>[No.13]</p> <p>監督員にマニュアルの理解が不足していたことが原因であると考えている。指摘の内容については、平成 25 年 2 月 21 日に所内で勉強会を開催し、細心の注意を払ってマニュアルに基づく設計を行うとともに、適切な施工を行うよう周知徹底した。</p> <p>現地は、平成 25 年 11 月 6 日に手直し工事を実施し、線状ブロックの設置及び輝度比を確保した。</p> <p>(建設局北建設事務所)</p>	<p>措置済</p>